

北高森自治会総会運営細則

設定 平成 29 年 2 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 北高森自治会の総会の運営については、北高森自治会規約に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(招集者)

第 2 条 総会は、会長が招集する。ただし、会長に事項があるときは、副会長が招集する。

(開会)

第 3 条 会長は、総会を開会するときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。ただし、必要があるときは、会長は司会等に宣言させることができる。

(議長)

第 4 条 総会は、すべての議事に先立って、出席した者の中から議長を選任し、すべての議案の審議が終了したときは、議長を解任する。

2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議案の説明)

第 5 条 議案は、すべて提案者がこれを説明する。ただし、必要あるときは、議長は他の者に議案の説明をさせることができる。

(発言)

第 6 条 会員は、議長から発言の許可を得、地区名及び氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 会員は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

3 会員の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総会の運営上必要があるときは、議長は会員の発言時間を制限することができる。

(質問に対する答弁)

第 7 条 会員の質問に対する答弁は、議案に関する質問については、会長又はその指名した理事が、会計監査に関する質問については会計監事が行う。

(議事運営に関する動議)

第 8 条 会員は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき会員から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

(採決の方法・手続)

第9条 採決は、挙手、起立、投票又は他の方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は、議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

(採択結果の宣言)

第10条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。

2 前項の場合、議長はその議案の議決に必要な賛成数を充足していること、又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(途中退席)

第11条 出席した会員が総会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

(閉会)

第12条 会長は、総会を閉会するときは、議案以外の意見がないことを確認し、閉会を宣言する。ただし、必要があるときは、会長は司会等に宣言させることができる。

(委任)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この細則は、平成29年2月4日から施行する。